

地域社会に寄与する国有林

をめざして (94)

角館署	総務課	○ 鎌田悦朗
〃	総務課	仙波洋子
〃 西明寺森林事務所		目黒直臣

はじめに

国有林野事業は、国民共通の財産としてそれぞれの時代の要請に応じた管理経営をしており、近年では①多様化・高度化している国民の森林に対する要請に応えた公益的機能の高度発揮、②林産物の計画的・持続的供給、③国有林野事業の諸活動を通じた農山村地域振興への寄与等に適切に対応してきたところであるが、今後においても国民経済と国民生活に重要な役割を果たしていくものと考えられます。

当署では、国有林野事業がその役割を十分に果たすために平成3年度に策定された「新改善計画」に基づいて、自主的改善努力を尽くしつつ国有林経営の健全性を確立することが緊要であるとの考えにたって、着実に推進しているところであります。そのためには、地域の理解と協力を得ながら効率的な事業運営に努めていくことが重要であるとの認識にたち、平成5年度業務方針の目標の一つを「地域社会への寄与」と定め、地域の一員としての自覚と適切な対応に基づき、分収造林・分収育林・貸付使用・共用林野等について積極的な活動をしているのでその概要について発表します。

1 角館営林署の概要

当署は、城下町の面影が残っている角館町のほぼ中心部に位置し、付近には樹齢約200年以上の枝垂れ桜とともに昭和51年国の重要伝統的建造物保存地区に指定された有名な武家屋敷が集落しており、四季をとおして観光客で賑わっています。

また、署の正面を流れる檜木内川の土堤には、昭和8年に現天皇陛下の誕生記念として植栽されたソメイヨシノが毎年延々2kmの見事な花のトンネルを咲かせ憩いの場にもなっております。

管内国有林は、角館町外2町1村に所在していますが面積は約25,000ha・蓄積は約2,246千 m^3 であり、また、官行造林は721haを管理しており「雄物川森林計画」に基づき自然的・社会的条件に応じた森林経営を実施しています。

2 分収造林の取組

(1) 現況

昭和15年代から設定した分収造林も平成5年度末で表1のとおりとなっています。

表 1 区分別・令級別分収造林一覧表

区 分	令 級 別 件 数											面 積 h a	
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	II		計
学校分収造林						3	3	1	5			12	29.3
記念分収造林				5		9	5	14			16	49	141.0
林構分収造林					1	1						2	39.7
一般分収造林	4	14	10	7	11	24	31	9		1	3	114	431.3
合 計	4	14	10	12	12	37	39	24	5	1	19	177	641.3

(2) 地域社会への寄与に当たっての近年の特徴的な事例

一般分収造林の中には、昭和51年に国の伝統工芸品に指定された桜皮細工の将来の原木確保を目的として角館町において、昭和59年度から平成4年度の間に植林した4件・約16HAのベニヤマザクラの分収造林、また、平成5年度においては、田沢湖町自治体と国有林の利活用を通じて、将来の地域経済の発展に大きく貢献するキノコ原木用として植林したコナラの分収造林等があります。

更に、平成6年度には、当署管内の中仙町が町制執行40周年記念事業として分収造林を設定することになり、現在関係各位とその準備を進めているところであります。

なお、ある部分林組合では、今年度造林地を一部伐採しその収益金で簡易水道施設設置事業を実施する等分収造林は、農山村地域振興の積極的な寄与として重要な役割を果たしています。

(3) 今後の課題

今後、間伐・主伐期を迎え、それぞれの組合内で伐採時期・収益額の使用方法等について検討されているところであるが、施業管理計画に基づき円滑・適正に実施するため関係者との意思疎通が必要とされます。

3 分収育林の取組

(1) 現況

昭和60年度からスタートした分収育林事業は9年目になりますが、当署においても、表2のとおり積極的に取り組んできたところであります。

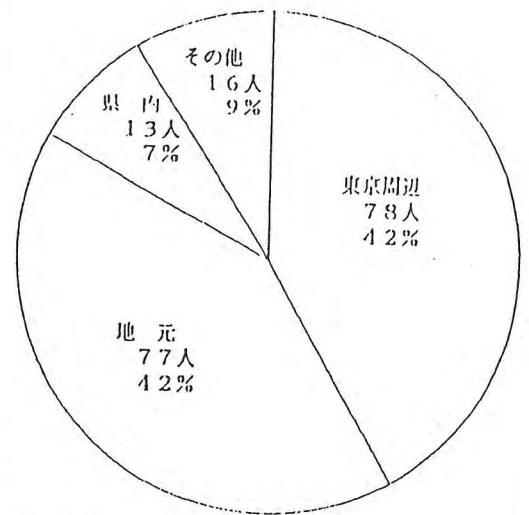
表 2 年度別の件数等一覧表

年度	件数	面積	林 令	応募口数	契約口数	オーナー数
60	3	10.59	27.29.33	34	34	28
61	2	11.25	32.39	29	29	23
62	1	3.86	35	27	27	22
63	2	5.95	25.31	15	15	15
元	2	9.80	22.30	36	36	8
2	3	9.49	23.24.38	36	36	29
3	2	7.97	30.39	42	42	17
4	1	6.17	40	30	30	26
5	1	2.89	33	17	17	16
計	17	67.97		266	266	184

表 3 年度別の所在地別オーナー調査表

年度	地元	県内	東京周辺	その他	計
60	16	3	6	3	28
61	8	1	10	4	23
62	9	3	10		22
63	12	1	2		15
元	6	1		1	8
2	16	1	12		29
3	2		9	6	17
4	1	2	21	2	26
5	7	1	8		16
計	77	13	78	16	184
%	42	7	42	9	100

図 1 オーナーの所在地



注 地元とは、角館町・西木村・山沢湖町・中仙町である。

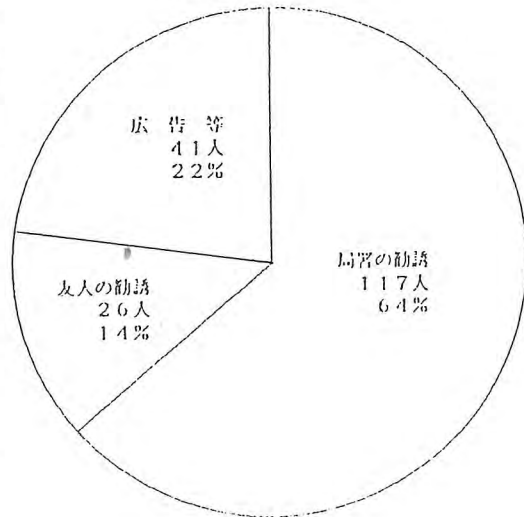
東京周辺は、神奈川県・埼玉県・千葉県・東京都である。

表 4

オーナーになった動機

年度	局署の勧誘	友人の勧誘	広告等	計
60	20	3	5	28
61	11	5	7	23
62	10	5	7	22
63	12		3	15
元	7		1	8
2	16	8	5	29
3	12	3	2	17
4	16	2	8	26
5	13		3	16
計	117	26	41	184
%	64	14	22	100

図 2 オーナーになった動機



(2) 販売に対する工夫の事例

分収育林制度の発足当初は、地元中心に取り組んでいたところではありますが、募集活動の実効を期すため、①営林局・隣接営林署の協力要請、②地元広報紙への広告依頼、③地域住民と企業への再アプローチ、等の対応と併せて表3・図1のとおりオーナーが東京方面に多いこと、また、表4・図2のとおりオーナーになった動機が営林局・署の職員による勧誘が多いことから、職員一丸となってお客様への誠意ある対応と常日頃の気配りに十分留意し情報収集・PR・現地案内等に取り組んだ結果、今年度も応募口数を完売することができました。

(3) 地域社会への寄与の事例

間伐木の売払いによる収益金で孫へのクリスマスプレゼント、また、再購入の申し込みもあり、既オーナーに大変感謝され分収育林への関心が一層高まっています。

オーナーには定期的に生育状況等を知らせていますが、これらをもとに家族で山菜取り等をしたり、東京方面より帰郷の際視察して将来を楽しみにしている方もおり、更に、一山を購入されたある企業は、研修並びにレクリエーションの場として森林浴を楽しまれたという報告もあり、広く国民の要請に応えるとともに地域社会へ寄与されています。

(4) 今後の課題と対策

- ① 毎年条件の良い箇所を選定していることから、対象箇所が減少しています。今後は、施業管理計画時において流域毎に集中させる等長期計画を樹立する検討の必要があると考えます。
- ② オーナーからは、契約によって伐採時期等も制約されているが、市況の良い時期に伐採したい、また伐採時期を延ばして大径木に育てたい等の意見があります。
- ③ 契約件数も年々増加し、これらに伴う住所変更・写真等による生育状況の通知と事務処理も膨大になりつつあるので今後、パソコンによる一括事務処理の簡素化を図ることが必要であると考えられます。

4 貸付・使用の取組

(1) 現況

国有林野の有効な利活用と地域振興への寄与をはかるため、国有林野を表5のとおり貸付しています。

表 5 貸付地の用途別、有償・無償別件数・面積一覧表 単位：ha

区 分	有 償		無 償		合 計	
	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
電気事業用地	26	(179)57.24	0	0	26	(179) 57.24
道路用地	3	0.47	17	54.08	20	54.55
水路用地	5	0.15	25	7.28	30	7.43
建物用地	1	0.05	0	0	1	0.05
その た め 池 の え ん 堤 敷 外 防 火 施 設 敷 他 そ の 他	2	1.28			2	1.28
	12	(118) 0.09			12	(118) 0.09
			53	37.14	53	37.14
			2	0.02	2	0.02
合 計	71	(297)62.66	99	98.85	170	(297)161.51

注：()は、電柱の数

(2) 地域の寄与に役立っている事例

全体的に有効に活用しているが、特に地域住民の生活に欠かすことのできない飲料水また農業用水用地は、施設等管理も万全であり利用者から好評を得ています。

(3) 今後の課題と対応策

秋田県・各市町村への無償貸付が多い現状の中で、国有林野事業の経営改善を図る観点から貸付地の売払いを推進しているところであり、今年度は道路用地1件を売払いし、6年度も2件の道路用地の売払いを予定しています。

今後、更に有償・無償貸付に限らず相手方の理解と協力を得ながらねばり強い話し合いが必要であります。

貸付地の状況については、長年の貸付により境界の不明確なもの、また標柱・標識の朽したのもの等管理に不十分な点もあるので、今後は貸付地の実態調査を行うよう指導・監督することとします。

5 共用林野の取組

(1) 現況

当署管内には小規模な農林家が山間地に散在する集落も多く、地域住民の生活との関わりは非常に深く、内訳等は表6・表7のとおりとなっています。

表 6 共用林野の一覧表

区 分	契約件数	契約面積	共用者数
普通共用林野	4	21,200	18,200
薪炭共用林野	35	2,115	3,211
合 計	39	23,315	21,411

表 7 薪炭共用林野年度別売払件数

年度別	売払件数	数 量	年度別	売払件数	数 量
元年度	17	2,728	4年度	17	2,822
2年度	17	2,499	5年度	13	2,143
3年度	17	2,373			

(2) 地域社会の寄与に役立っている事例

普通共用林野については多くの共用者が、季節に応じた豊富な山菜等で食卓が賑わい、また地元の山菜工場への販売等により地域住民の収入源にもなっています。

薪炭共用林野については、共用者に対する冬季暖房用の薪材の資源として貴重であり、表7のとおり毎年各共用林代表者と売買契約を締結し、多くの地域住民の生活の糧として重要な役割を果たしています。

(3) 今後の課題と対応策

普通共用林野については昭和20年代に契約したものがほとんどで、当時の山間地域の住民が共用者となっており、深い関わりがありましたが、現代は交通機関の発達、都市圏住民の自然のあこがれ等から、共用者以外の多くの入山者があり、普通共用林野の役割が薄れています。

一方、多くの入山者により国有林内へのゴミ投棄、山火事の発生等の問題もあることから、今後普通共用林野の見直しを行い、森林愛護組合・部分林組合等の育成を通じて国有林野の適正な管理を行うとともに、地域住民との共存共栄をはかることが大切と考えます。

6 まとめ

森林の有する多面的機能の高度発揮が要請される中で、地域住民の理解と協力を得ながら諸活動等を積極的に推進することにより、地域社会への寄与とともに国有林野事業の経営改善がされるものと考えます。

平成5年度の県の事業計画により「角館町緊急街路整備事業」を行うことになり、その対象地として当署の庁舎敷地の一部を県に売払いするとともに、この補償工事の対象として庁舎の改修も行われ平成5年10月に立派に完成しました。

今後とも、職員一同新たな気持ちで地域住民から信頼される営林署、地域社会に寄与できる国有林をめざして更に努力する所存であります。